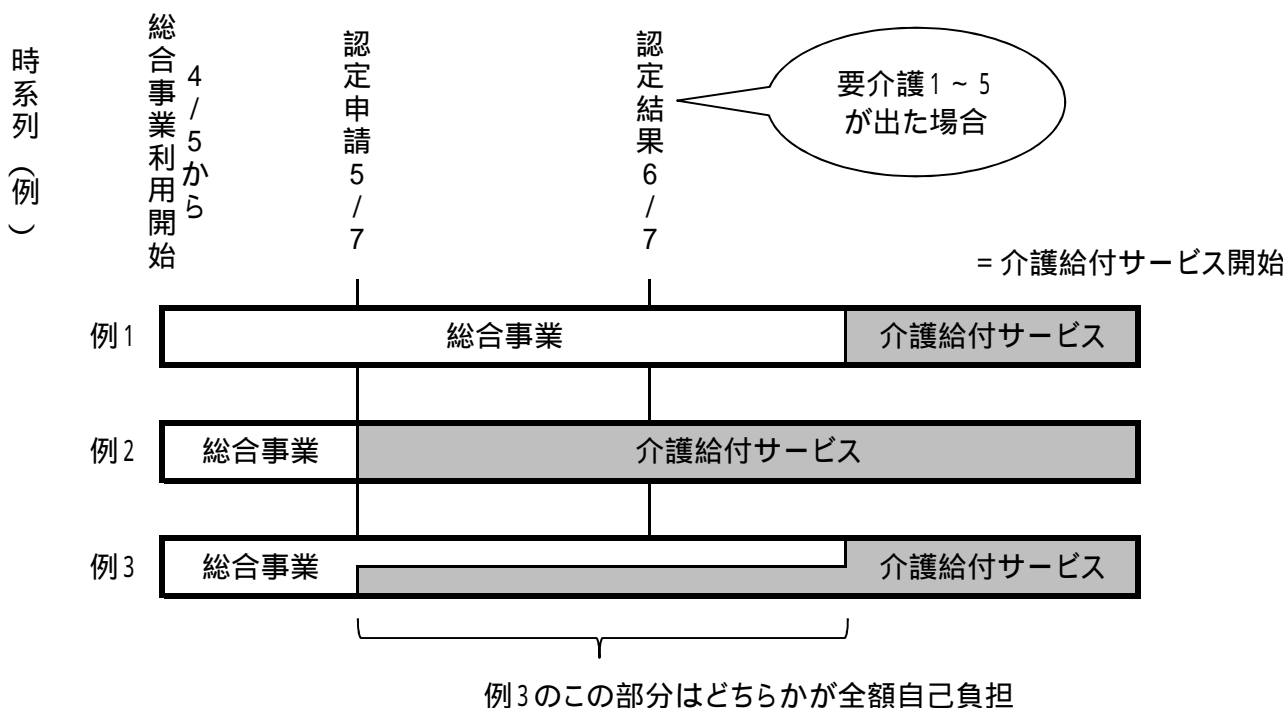


## 総合事業利用中に要介護認定申請を行う場合の注意事項



例1: 予期せぬ「要介護」が出た場合など。結果が出た後に介護給付サービスを開始するまでの間は、総合事業のサービスとして請求可能です。

例2: 状態悪化で介護の暫定プランを立てた場合など。申請時に遡って介護給付サービスが適用になります。

例3: 総合事業(サービスA～C)と介護給付サービスを併用した期間があると、総合事業または介護給付サービスのうち、どちらかが全額負担となります(現行相当のサービスは、介護給付として請求可能です)。

\*いつの時点から「介護給付」とするか、ケアマネジャーに必ず確認してください。